



愛知労働局発表  
平成29年9月20日(水)

報道関係者 各位

### 愛知県内初

#### 【照会先】

愛知労働局 雇用環境・均等部企画課  
課長 柳澤 隆文  
課長補佐 草野 貴伸  
(電話) 052-972-0252

## 愛知労働局は、株式会社名古屋銀行と 「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結します ～ 締結式は、平成29年9月26日(火) 午後4時 ～

この度、愛知労働局(局長 木暮 康二)は、株式会社名古屋銀行と、より緊密に連携して愛知県内の労使双方の働き方改革を推進するため、「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結し、相互の連携を強化することとしました。

愛知労働局は、労働生産性の向上、長時間労働の是正、女性・若者・障がい者・高齢者の活躍推進などの働き方改革の諸課題に取り組むため、融資等を通じて地域の中小企業等と密接に関わっている株式会社名古屋銀行と連携・協力して、中小企業などにおける働き方改革の取組を推進するための後押しを行っていきます。

### 協定締結により期待される効果

- ① 各種助成金制度を始め、その他国の施策・方針を理解した株式会社名古屋銀行の職員が、その見識を活用して適宜適切なアドバイスを中小企業事業主等に行えるようになる。
- ② 株式会社名古屋銀行から情報を得た事業所に対し、愛知労働局が支援を行えるようになる。
- ③ 株式会社名古屋銀行の本支店等を活用して、愛知労働局の広報・啓発等を進めることができる。

#### ○株式会社名古屋銀行と愛知労働局との「働き方改革にかかる包括連携協定」締結式

- ・日 時：平成29年9月26日(火) 午後4時から
- ・場 所：名古屋合同庁舎第2号館3階 共用大会議室
- ・協定署名者：

株式会社名古屋銀行 取締役頭取 藤原 一郎  
愛知労働局長 木暮 康二

※締結式は、撮影や傍聴、個別の取材も可能ですが、上記照会先へ事前申し込みをお願いします。

## ○「包括連携協定」における具体的な施策の一例

- ① 愛知県内の雇用情勢の情報提供について
- ② ハローワークにおける求人者サービスの紹介について
  - ・ 求人サービスを利用したことのない企業向けのハローワーク利用方法について
  - ・ 求職者の目に留まる求人の記載方法について
  - ・ 求職者が応募しやすい労働条件やポイント等について
- ③ 金融機関のネットワークを活かした人材確保・育成に係る助成金の有効な活用方法の紹介について
- ④ セミナー等の共催や講師派遣について
- ⑤ 好事例の収集や管内企業への情報提供について

## ○ 記念イベントとして開催するキックオフセミナー

- ・ 株式会社名古屋銀行の顧客（事業主）から寄せられている声の中で一番多い「人材の確保」をテーマに、愛知県内の雇用情勢、ハローワークにおける求人者サービス、人材確保・育成に関する各種助成金制度等について、愛知労働局職業安定部職員が講師となり開催予定。
- ・ 日 時：平成29年10月27日（金） 午後1時30分から
- ・ 場 所：株式会社名古屋銀行本店 9階会議室

※セミナーは、撮影や傍聴、個別の取材も可能ですが、上記照会先へ事前申し込みをお願いします。

### <添付資料>

- ・ 別添1 「働き方改革にかかる包括連携協定」締結式次第
- ・ 別添2 協定の概要 【 協定書（案） 】
- ・ 別添3 包括連携協定に関する概念及びイメージ

株式会社名古屋銀行と愛知労働局との  
「働き方改革にかかる包括連携協定」締結式次第

日 時 平成 29 年 9 月 26 日 (火) 午後 4 時～  
場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階 共用大会議室

- 1 開会
- 2 協定署名者紹介  
株式会社名古屋銀行取締役頭取 藤原 一郎 (ふじわら いちろう)  
  
愛知労働局長 木暮 康二 (こぐれ こうじ)
- 3 協定の概要説明  
愛知労働局雇用環境・均等部長 四方 智美 (しかた さとみ)
- 4 協定書署名調印
- 5 写真撮影
- 6 署名者あいさつ  
株式会社名古屋銀行取締役頭取 藤原 一郎 (ふじわら いちろう)  
  
愛知労働局長 木暮 康二 (こぐれ こうじ)
- 7 閉会
- 8 共同記者会見

株式会社名古屋銀行と愛知労働局との  
「働き方改革にかかる包括連携協定」に関する協定書

株式会社名古屋銀行（以下「甲」という。）と愛知労働局（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで愛知県内の労使双方の働き方改革・地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、愛知県内の労使双方の働き方改革を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- （1）人材確保及び人材育成に関すること。
- （2）労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、その他の働き方改革に関すること。
- （3）雇用の促進及び安定に関すること。
- （4）多様な働き方に関すること。
- （5）労働生産性の向上に関すること。
- （6）乙の施策の普及・促進に関すること
- （7）その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の解約)

第5条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知りえた情報について、第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。  
ただし、事前に相手方の承認を得た場合または法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(疑義への対応)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年9月26日

甲：愛知県名古屋市中区錦三丁目19番17号

株式会社名古屋銀行

取締役頭取

乙：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館

愛知労働局

局長

# 名古屋銀行と愛知労働局における 「働き方改革にかかると包括連携」に関する協定

平成29年9月26日(火)

株式会社名古屋銀行・愛知労働局

# 労働生産性向上及び雇用確保を目指した労働行政と地域金融機関等との連携（概念）

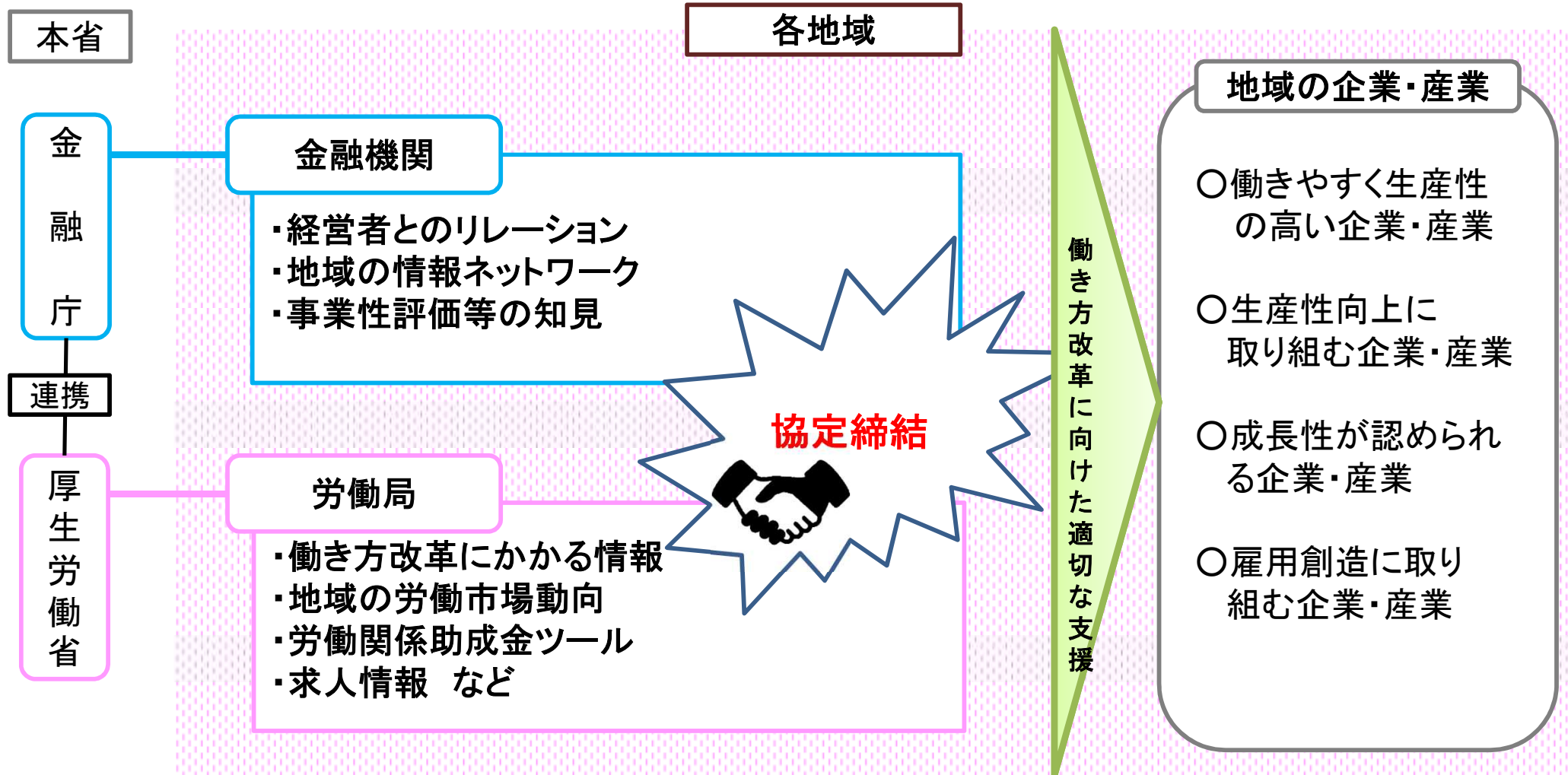
## ポイント1 主旨

- 働き方改革（誰もが活躍できる雇用環境、生産性の向上、質の高い雇用創出、失業なき労働移動等）を促進するためには、地場産業に対する知見、ネットワーク等を有する金融機関と連携することで企業の取り組みの実効性を高めることが肝要

## ポイント2 取組内容

- 金融機関の地域働き方改革会議等への参画
- 労働関係助成金を活用した生産性向上、成長性のある企業の支援
- 働きやすい企業の認定申請の推進（くるみん認定企業、ユースエール認定企業、えるぼし認定企業）

## ポイント3 労働局と金融機関との連携効果【概念図】



# 名古屋銀行と愛知労働局における 「働き方改革にかかる包括連携」に関する協定（イメージ）

## 金融機関と愛知労働局が連携するための協定を 愛知県内で初めて締結！！

- ・ 職場環境の改善、ワークライフ・バランスの推進など「働き方改革」に関すること
- ・ 労働生産性の向上に関すること
- ・ 雇用の促進及び安定に関すること
- ・ 人材育成に関すること
- ・ 非正規労働者の待遇改善、多様な働き方に関すること

### 連携協定

#### 名古屋銀行

- 顧客セミナーなどにおける助成金制度等の活用周知（労働局が実施する施策のPR）
- 顧客から把握した働き方改革に関する相談内容の提供
- 企業による働き方改革にかかる好事例の収集・共有

#### 愛知労働局

- 働き方改革に関する施策の説明
- 雇用情勢等の情報提供
- 労働関係助成金等の情報提供
- 情報提供を受けた事業所に対する支援
- 働き方改革に係る好事例の情報発信

愛知県内の労働者の働き方改革・地域振興の推進